

平成25年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成25年3月7日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井濶治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育長	梅本昭二三	会計管理者	和田精之
総務政策課長	山本敏章	総務政策課 企画員	植本亮
総務政策課 企画員	森岡真輝	総務政策課 企画員	水口和洋
総務政策課 企画員	山本剛士	住民生活課長	藪内博文
住民生活課 企画員	原宗男	住民生活課 企画員	坂本巖
税務課長	笠松眞年	税務課企画員	平田敏隆

税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課 企画員	菅谷雄二	産業建設課 企画員	三栖啓功
上下水道課長	福田睦巳	上下水道課 企画員	川口孝志
上下水道課 企画員	谷本芳朋	教育委員会 総務課長	家高英宏
教育委員会 生涯学習課長	山崎一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第 5 議案第 2 号 上富田町新型インフルエンザ等対策本部設置条例
- 日程第 6 議案第 3 号 上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例
- 日程第 7 議案第 4 号 上富田町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的
基準を定める条例
- 日程第 8 議案第 5 号 上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する
条例
- 日程第 9 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 7 号 田辺周辺 5 市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約
の変更に関する協議について
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 24 年度上富田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 24 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正
予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 24 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 24 年度上富田町特別会計介護保険補正予算
（第 2 号）

- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計診療所事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 4 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正
予算(第 3 号)
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第 2 号)
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度上富田町水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度上富田町一般会計予算
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度特別会計診療所事業予算

開 会 午前9時30分

議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

平成25年第1回定例会を開会するにあたり、議員各位のご出席をいただきまして開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回上富田町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において12番、井澗治君、1番、山本明生君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの19日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は19日間に決しました。

日程第3 諸般の報告

議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成24年12月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した平成25年3月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、本定例会までに提出のありました公務員賃金の引き下げに反対し、賃金改善を求める要請書、2013年春闘にあたっての要請、これら2件につきましては写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りにつきましては、3月12日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

開会にあたりまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成25年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

去る2月2日、3日の両日に「adidas紀州口熊野マラソン」大会に全国から5,321人の参加を得て盛大に開催することができました。この間、多くの方々が当町に来られ、地域活性化につなげることができたものと考えております。

また、昨年12月16日に執行された衆議院議員総選挙の結果、政権が民主党から自由民主党に交代しました。安倍内閣が誕生し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で経済の活性化を進めるとしています。

1月11日には「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大に努めるとしています。

防災の強化につきましては、老朽化した社会インフラ対策を重点的に実施し、産業・生活基盤の強化を図ることなどにより国土強靱化を推進し、国民生活の安心、成長基盤の強化に努めることが盛り込まれています。

これを機に国政が安定し、日本経済が改善され、地域経済の活性化が進むことで、昨

年に引き続き本年も平穏で安心・安全な生活ができるよう願っています。

しかしながら、隣国である中国や韓国との領土占有問題や北朝鮮の核開発問題につきましては、現在、我が国の安全保障上の問題として最も懸念されるところでございます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案としましては、条例の一部改正が1件、条例の制定が4件、指定管理者の指定が1件、規約の一部改正が1件、平成24年度一般会計、特別会計補正予算が9件、平成25年度一般会計、特別会計予算が14件、工事請負変更契約の締結が1件の31件であります。

なお、追加議案としましては、土地の取得及び固定資産評価審査委員会委員の選任について本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜われますようお願い申し上げます。

それでは、本年の第1回定例会に際しまして、重要議案を提案するにあたり、基本方針を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

平成25年度の国の地方財政対策によりますと、平成25年度予算の閣議決定に基づきまして、通常収支分と東日本大震災分に区分して整理されています。

通常収支分につきましては、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額を平成24年度地方財政計画と同水準を確保することにしています。

地方公務員給与費につきましては、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施し、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を歳出に特別枠を設定、計上するなど所要の対応を行っています。

当町では厳しい財政状況の中、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、行政改革推進本部を中心になお一層の取り組みを進めてまいります。

平成25年度の一般会計当初予算の編成にあたり、上富田町第4次総合計画に基づくことを基本とし、従前からの経費の節減をなお一層進めるとともに、歳入は1年間を見通した決算に近い額で、一方、歳出は歳入に見合う額とし、基本的には財政調整基金、減債基金等を取り崩さないことで予算編成を進めてまいりましたが、防災対策事業等の一般財源は基金からの繰り入れとして措置しております。

1年間を見通しますと、大きな経費であります一部事務組合の負担金や扶助費、特別会計への繰出金等で不足が生じてきますが、歳入の状況や歳出の時期を勘案し、補正措置をお願いすることになります。

変則的な予算であることは重々認識していますが、財政の厳しさを職員を始め議員、町民の皆様にもご理解をいただき、ご協力をお願いしたいと思っております。

また、予算執行にあたりましては監査委員からの指摘事項を十分に反映し、取り組ん

でまいりますので、何とぞご理解をたまわりますようお願い申し上げます。

初めに、議案第17号の平成25年度一般会計予算の概要を説明申し上げますと、予算総額は56億5,500万円と定めています。前年度と比較して1億5,200万円、2.6%の減となっております。これは、保育所建設事業費、災害復旧費の減によるものであります。

性質別内訳では、人件費で8億7,708万5,000円、構成比15.5%、対前年度比で9.3%の増、物件費で8億6,601万1,000円、構成比で15.3%、対前年度比で13.4%の増、維持補修費で992万円、構成比0.2%、対前年度比では0.5%の増、補助費等で7億3,244万4,000円、構成比で13%、対前年度比8.1%の増、扶助費で7億663万5,000円、構成比12.5%、対前年度比で11.8%の減、公債費では6億8,773万1,000円、構成比12.1%、対前年度比では7.5%の減、繰出金で7億8,110万2,000円、構成比で13.8%、対前年度比で7.7%の増、その他で2,679万9,000円、構成比0.5%となっております。

また、投資的経費におきましては9億6,723万4,000円、構成比で17.1%、対前年度比で7.5%の減となっております。

続いて、本年度の主な内容といたしましては、総務費では、今回、防災対策費で9,976万2,000円、選挙費で参議院議員通常選挙費、町長選挙費、農業委員会委員選挙費で1,889万円、定住促進住宅管理費を2,634万6,000円を総務費から土木費組み替え措置しています。

また、昨年に引き続きまして、みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業としまして、都市との交流、各種イベント、上富田中学校50周年記念事業、国際交流協会等への補助金及び武道用具等購入補助金で2,093万9,000円を、地籍調査費で1億27万5,000円を、徴税費としましては原動機付自転車ご当地ナンバープレート導入事業203万円を措置しています。

民生費では、乳幼児・ひとり親家庭・重度心身障害児(者)医療費で8,450万円、生馬・岩田保育所整備事業で旧保育所の除却工事としまして2,904万5,000円、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計への繰出金5億1,857万8,000円を措置しています。

衛生費では、公立紀南病院組合負担金として5,401万2,000円、上大中清掃施設組合及び富田川衛生施設組合負担金で2億1,189万2,000円、各種検診・予防接種委託料で5,912万1,000円を措置しています。

農林水産業費では、有害鳥獣駆除に対する団体補助金・有害駆除捕獲補助金で502

万2,000円、上富田町農業振興協議会補助金で592万4,000円、新規就農総合支援事業で775万3,000円、土地改良施設維持管理適正化事業2,018万2,000円。

土木費では、産業振興施設設計業務委託料、これはくちくまの交流館のことでございますけど1,000万円、高速道路関連事業の大内谷残土処分場整備事業で6億7,000万円、富田川河床整備事業で3,600万円を措置しています。

消防費では、消防事務業務委託事業で2億円、高規格救急車両購入事業で2,278万7,000円を措置しています。

教育費では、非常用発電設置工事請負費547万7,000円、海外研修交流事業で1,101万6,000円、放課後児童対策業務委託料で1,661万3,000円、紀の国わかやま国体上富田実行委員会への補助金として250万円、体育施設指定管理委託料で2,837万3,000円を措置しています。

公債費では、長期債償還金及び利子として6億8,648万1,000円で、昨年度より5,541万9,000円の減額措置をしております。

一方、歳入では、町税で対前年度比1,422万3,000円減の14億902万7,000円、地方交付税で17億9,200万円、国、県補助金で8億6,075万7,000円、繰入金で1億157万6,000円、町債では対前年度比4億5,130万円減、46.6%の減となります5億1,790万円、その他で9億7,374万円を見込んで措置しています。

財源区分的には、自主財源で22億2,334万3,000円の39.3%、依存財源で34億3,165万7,000円、60.7%で、以上が平成25年度の一般会計予算の主な内容でございます。

続きまして、議案日程に従いまして、その概要を説明申し上げます。

議案第1号につきましては、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正をする条例（案）でございます。この条例は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関連法律の整備に関する法律」が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法の法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことから、施行日の平成25年4月1日に合わせて一部改正するものでございます。

次に、議案第2号につきましては、上富田町新型インフルエンザ等対策本部設置条例（案）でございます。この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に合わせまして、新型インフルエンザ発生時にその脅威から住民の生命と健康を守り、住民の生活や地域経済に及ぼす影響を最小限に抑えるために条例を制定するものであります。

次に、議案第3号、上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例（案）から議案第4号、上富田町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（案）までの2案につきましては、第1次地域主権一括法による各関係法の改正により、市町村は各省令で定めている国の基準を参酌して平成25年3月31日までに条例で定めるものでございます。

次に、議案第5号につきましては、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例（案）でございませう。この条例は、本町における文化及び芸術の振興並びに町民の交流の活性化、生涯学習関連事業の推進を図るため、地方自治法第244条第1項及び第244条の2の第1項の規定に基づき条例を制定するものでございませう。

次に、議案第6号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございませう。この議案は、上富田町体育施設のうち上富田スポーツセンター、上富田町若もの広場、市ノ瀬体育館の3施設につきましては、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者を指定するものであります。

次に、議案第7号につきましては、田辺周辺5市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございませう。この議案は、議案第1号と同じく「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法の法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることから、施行日の平成25年4月1日に合わせて一部を改正するものでございませう。

議案第8号につきましては、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第6号）でございませう。今回、既定額に7,387万1,000円を増額し、予算総額を62億32万円と定めております。

補正予算の概要は、給与費につきましては国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成24年11月26日に公布され、基礎年金拠出金に係る公的負担率の変更となりまして、平成24年4月までに遡及して適用となることから、共済組合負担金の補正措置を行っております。

民生費では過年度分各返還金で120万8,000円、衛生費では公立紀南病院組合負担金1,777万5,000円、特別会計診療事業繰出金で991万8,000円、農林水産業費では農業基盤促進事業で1,505万円、土木費では社会資本整備総合交付金事業で1,527万1,000円を措置しています。

一方、歳入につきましては寄付金と町債等を見込んで措置しています。

次に、議案第9号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）から議案第16号、平成24年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）までの

8議案につきましては、一般会計同様、人件費のうち共済組合負担金の負担率の改正に伴う補正をするとともに、事業費の見直し補正を行っております。

議案第18号につきましては、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算でございます。歳入歳出総額につきましては、20億8,995万7,000円と定めております。

全国的な問題であります。当町におきましても高齢化等による保険給付費の伸びが大きく、対前年度伸び率が平成22年度比較で14.5%の伸び、平成23年度では8.7%の伸びとなっております。しかし、24年度におきましては平成23年度並みの支出状況で推移しており、過去2年間のような大きな伸びはないものと考えております。

町としましては長引く景気の低迷の中、住民負担に限界が来ているものと考えており、会計の収支や住民負担のバランスを重要視した運営に努めてまいります。

国に対しましては皆保険制度の安定した運営の責任を求め、国民健康保険制度の構造的な問題と基盤強化等について町村会より要望してまいります。

議案第19号につきましては、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算から議案第30号、平成25年度西牟婁郡公平委員会予算までの12議案につきましては、一般会計の予算方針に基づきまして編成をしております。この点につきましては担当課長とか企画員に概要を説明させますので、ご承認をください。

議案第31号につきましては、工事請負変更契約の締結につきまして、平成24年度、平成23年災第339-511号でございまして、農業用施設災害復旧事業 山王農道災害復旧工事でございます。

本議案につきましては、平成24年12月議会定例会でご承認をいただき、山王農道災害復旧工事の工事の内容を変更するものであります。

変更契約の主な内容は、橋げたの復旧に伴いまして鋼材の溶接箇所、溶接延長の減による減額及び架設建設機械の機種変更に伴う減額により、507万450円を減額し、9,128万7,000円とするものでございます。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要でございます。詳細につきましては担当課長並びに企画員に説明させますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

最後に、平成25年度の職員採用につきましては、3名の新規職員の採用を予定しております。また、和歌山県並びに自治労和歌山県本部への派遣職員2名が帰任し、新たに和歌山県へ1名の職員を派遣いたします。和歌山県からは、派遣職員につきましては同数の職員が交代することになります。

これによりまして、平成24年4月1日現在の職員数は116名が、平成25年4月

1日現在では120名の4名の増員となりますが、全体で不足する部署につきましては、臨時職員を採用することで当面は乗り切りたいと考えております。

今後とも継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でございますので、議員各位におかれましても、ご理解と変わらぬお力添えをお願いする次第でございます。

配っていないのですが、追加的に1つ報告させていただきます。

朝来の小学校等で校長をされておりました内川清三郎先生が38年間の長きにわたり小中学校の教育にかかわり、西牟婁地方の教育の充実にご貢献された功績によりまして、教育功労にあたりますけど瑞宝双光章を受賞されましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

日程第4 議案第1号～日程第34 議案第31号

議長（大石哲雄）

この際、日程第4 議案第1号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件から日程第34 議案第31号、工事請負変更契約の締結について（平成24年度 23年災 第339 - 511号 農業用施設災害復旧事業 山王農道災害復旧工事）の件まで31件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、山本君。

総務政策課長（山本敏章）

おはようございます。

それでは、私から議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2の第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

本条例につきましては、先ほど町長の説明の中にもありましたけども、地域社会にお

ける共生の実現に向けて新たな傷害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法の法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることから、施行日の平成25年4月1日に合わせまして本条例の一部を改正するものであります。

なお、改正内容につきましては、参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、ご承認賜りますよう何とぞよろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

おはようございます。

私の方からは議案第2号についてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議案第2号、上富田町新型インフルエンザ等対策本部設置条例。

上富田町新型インフルエンザ等対策本部設置条例を別紙のように制定する。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町新型インフルエンザ等対策本部設置条例（案）

上富田町新型インフルエンザ等対策本部設置条例（案）につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき町が上富田町対策本部を設置するにあたり、必要な事項を定めるものでございます。

内容につきましては、第1条では上富田町対策本部の設置趣旨について、第2条では、対策本部に本部長、副本部長、本部員を設け、対策部委員として必要な職員を町長が任命することを定めています。第3条では本部会の会議の事項について、第4条では必要に応じて対策部に部を置くことを定めています。

なお附則として、この条例の施行日を新型インフルエンザ等対策特別措置法施行の日からと定めています。

これにつきましては、特別措置法は平成24年5月11日に公布され、1年以内に施行されることから、施行の日からと定めてございます。

また、この条例の設置目的では、新型インフルエンザ等の急激な流行により感染拡大を可能な限り抑制することとし、対策本部の立ち上げにつきましては、国が緊急事態宣言を発令し、和歌山県が対策本部を立ち上げた場合に、町も対策本部を立ち上げるものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

おはようございます。

私からは、議案第3号、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第3号、上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例。

上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例を別紙のように制定する。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例（案）につきましては、第1次地域主権一括法による道路法第30条第3項及び第45条第3項の改正により、道路管理者である町は引き続き政令で定める事項である通行する自動車の種類に関する事項、建設限界、橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度に関する技術的基準以外について、道路構造令第41条第2項で定める基準及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の別紙別表第2を参酌しまして、町の条例を制定するものとなっております。

それでは、各条項の規定内容についてご説明申し上げます。

第1条には、この条例を根拠条文と示すとともに、規定内容の概要を定めてございます。

第2条には、この条例で用いる基本的用語について定義してございます。

第3条では、道路の区分が道路構造令で用いられる道路の区分と同じであることを規定してございます。

第4条から第8条までは、車道に関する内容を定める規定でございます。

第9条から第12条までは、自転車道、自転車歩行者道、歩道、歩行者の滞留の用に供する部分について定めてございます。

これらについては道路構造令と同様に、歩行者、自転車等の安全確保の観点から、車道とは別の体系で定めてございます。

第13条には、道路の横断面の構成要素の1つである植樹帯についてを規定してございます。

第14条には、道路の区分と並んで道路構造を決定する上での前提となる要素である設計速度について定めてございます。

第15条から第23条までは、線形について定めてございます。

第15条から第20条までが平面線形でございまして、第21条から第23条までが縦断線形に関する規定になってございます。

第24条から第27条までは、路面構造に関する内容を定めてございます。

第28条から第30条までは、交差構造に関する内容を定めてございます。

第31条から第38条までは、構造物、工作物等について定めてございます。

第39条から第42条までは、それ以前の規定に定められている基準について包括的に特例を定めるべき場合について定めてございます。

第43条については、道路法第45条第3項の規定に基づく道路標識の寸法を定めてございます。

第44条では、規則への委任を定めてございます。

なお附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしてございます。

続きまして、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、上富田町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例。

上富田町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（案）につきましては、第1次地域主権一括法による河川法第100条第1項の改定により、町は、現行の河川管理施設等構造令に規定されている準用河川における河川管理施設等の構造基準は同条において読み替えて準用する同法第13条第2項の規定に従い、政令で定める基準を参酌して町の条例を制定するものでございます。

この条例につきましては、第1章から第10章までの各章立てで、全体で79条から構成されてございます。

それでは、各条項の規定についてご説明申し上げます。

「第1章 総則」の第1条は、この条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条はこの条例における用語の定義を定めるもので、その内容は基準政令のとおりとしてございます。

「第2章 ダム」の第3条から第16条までは、ダムの構造基準を定めるものでございます。

「第3章 堤防」の第17条から第35条までは、堤防の構造基準を定めるものでございます。

「第4章 床止め」の第36条から第39条までは、床止めの構造基準を定めるものでございます。

「第5章 堰」の第40条から第49条までは、堰の構造基準を定めたものでございます。

「第6章 水門及び樋門」の第50条から第57条までは、水門及び樋門の構造基準を定めるものでございます。

「第7章 揚水機場、排水機場及び取水塔」の第58条から第63条までは、揚水機場、排水機場及び取水塔の構造基準を定めるものでございます。

「第8章 橋」の第64条から第71条までは、橋の構造基準を定めたものでございます。

「第9章 伏せ越し」の第72条から第76条までは、伏せ越しの構造基準を定めるものでございます。

「第10章 雑則」の第77条から第79条は、第2章から第9章までの規定について適用除外や特例を定めるものでございます。

なお附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

おはようございます。

議案第5号、第6号についてご説明申し上げます。

それでは議案第5号、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例（案）でございます。

この条例は、旧オキ外科本宅を文化交流館として、町民の文化、芸術の振興や学習、研修、交流の機会など幅広い学びの施設として活用し、障害学習関連事業の推進を図るため制定するものでございます。

条文では、第1条でこの条例を定める目的、第2条では名称と位置、第3条では管理者、第4条では使用許可、第5条から第7条にかけては使用料関係について定めております。

各条文につきましては、お目通しのほどをよろしくお願い申し上げます。

また、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号をご説明申し上げます。

議案第6号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

上富田スポーツセンター、上富田町若もの広場、市ノ瀬体育館

2. 指定管理者となる団体

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1361番地の2

特定非営利活動法人くちくまのクラブ

理事長 山中善道

3. 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

提案の理由でございますが、上富田スポーツセンター、上富田若もの広場、市ノ瀬体育館について指定管理者を指定するものでございますけれども、特に上富田スポーツセンターは野球場1面、サッカー、ラグビー場3面、テニスコート、雨天練習場などがあり、県下的に見ましてもすぐれた施設となっております。

また近年のスポーツ人口の増加やすそ野の広がり、さらには国体開催が近づいていることもございまして、使用頻度が増加しております。

一方で教育委員会事務局におきましても、障害学習関連事業の拡大や新たな取り組みも増えてまいっております。

このような状況の中で、体育施設の適切な維持管理や利用者へのサービスの向上を確保するにあたり、指定管理者制度を導入し、維持管理や貸し出し等の業務を一括して行うものでございます。

管理者の選定につきましては、町内のスポーツ施設の実情を把握していること、2、町と共同してスポーツ関連事業を実施している、地域の人材活用を図る、スポーツ種目全般にわたる安定したサービスを提供できる体制が整っているなどの理由から、公募によらず特定非営利活動法人くちくまのクラブを管理者として指定したいと考えております。

また、くちくまのクラブはスポーツ活動以外にもレクリエーション、文化活動等幅広い分野の事業に取り組んでおり、今後のくちくまのクラブにおける人材育成や組織強化等にもつながるものと思われまますので、今回の指定管理者導入と選定につきまして、ご理解とご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、原君。

住民生活課企画員（原 宗男）

おはようございます。私からは、議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号、田辺周辺5市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更に関する協議について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、田辺周辺5市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更したいので、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

田辺周辺5市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の一部を改正する規約（案）。
田辺周辺5市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の一部を次のように改正する。
第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

本規約につきましては第1号議案と同様に、「地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法の法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることから、施行日の平成25年4月1日に合わせて規約の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

おはようございます。議案第8号をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第8号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

平成24年度上富田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,387万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億32万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項・期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、13款使用料及び手数料で、既定額に今回2,000円を追加し、1億1,925万5,000円と定めています。

14款国庫支出金で、既定額から1,225万9,000円を減額、15款県支出金で、既定額から4,000円を減額、16款財産収入で既定額に1,000円を追加、17款寄付金で既定額に49万円を追加、18款繰入金で既定額に8,029万2,000円を追加、20款諸収入で既定額に64万9,000円を追加、21款町債で既定額に470万円を追加。

歳入合計では、既定額に今回7,387万1,000円を追加し、62億32万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

次に歳出では、1款議会費で、既定額に今回17万7,000円を追加し、8,745万5,000円と定めています。

2款総務費で、既定額に420万8,000円を追加、3款民生費で、既定額に432万1,000円を追加、4款衛生費で、既定額に2,820万9,000円を追加、5款農林水産業費で、既定額に2,285万円を追加、6款商工費で、既定額から81万7,000円を減額、7款土木費で、既定額に1,283万5,000円を追加、9款教育費で、既定額に208万8,000円を追加。

歳出合計では、既定額に今回7,387万1,000円を追加し、62億32万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」です。

大内谷残土処分場整備事業で、平成24年度から平成27年度までの期間で限度額を3億110万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」です。

地域住宅交付金事業で、限度額を470万円追加し、650万円と定めています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括につきまして、このページから10ページの明細につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、今回給与費で共済組合負担金について法律改正による基礎年金に係る公的負担率が変更となり、24年4月に遡及されたことに伴い補正措置を行っております。

1款議会費では17万7,000円を追加、共済費の追加によるものです。

2款総務費では一般管理費で186万2,000円の追加で、主なものとしましては、特別職、一般職の共済組合負担金120万円を追加してございます。

財産管理費で46万2,000円の追加で、耐震診断判定手数料を措置してございます。

3、防災対策費で7万7,000円を追加、企画費で8万3,000円を追加、みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業で67万円の減額で、都市との交流事業で事業費の精算により80万円の減額、中学生への武道用具等購入補助金36万1,000円を減額してございます。

地籍調査費で19万2,000円を追加、税務総務費で61万7,000円を追加、戸籍住民基本台帳費で12万円を追加、選挙管理委員会費で9万2,000円を追加、衆議院議員総選挙費で128万8,000円の追加で、精算により需用費等を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

統計調査総務費で9万円追加、指定統計調査費で5,000円を減額。

3款民生費では、社会福祉総務費で111万3,000円の追加で、社会福祉センター駐車場の視覚障害者誘導用のブロックの老朽化に伴い、社会福祉協議会への補助金15万円、特別会計介護保険繰出金42万7,000円を措置してございます。

障害福祉費で、過年度分障害者自立支援特別対策事業費県費補助金返還金41万9,000円を措置してございます。

社会・児童福祉医療費で34万1,000円、特別会計国民健康保険繰出金、後期高

齢者医療繰出金を追加措置してございます。

次のページをお願いいたします。

児童福祉総務費で4万円を追加、保育所運営費で240万8,000円の追加で、過年度分保育所運営費広域分の負担金の返還金等を措置してございます。

4款衛生費では、保健衛生総務費で2,789万9,000円の追加で、公立紀南病院組合運営費負担金等を追加してございます。

予防費で22万円を追加、環境衛生費で9万円を追加。

5款農林水産業費では、農業委員会費で18万3,000円を追加、農業総務費で739万6,000円の追加で、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金500万円、地域ため池総合整備事業負担金214万5,000円を追加してございます。

農業競争力強化基盤整備事業費で1,505万円の追加で、救馬谷地区等の排水路の設置事業費として措置してございます。

次のページをお願いいたします。

林業総務費で、22万1,000円を追加。

6款商工費では、商工総務費で精算により81万7,000円を減額。

7款土木費では、土木総務費で27万円を追加。

道路橋梁維持費で97万円。

高速道路推進費で115万6,000円の追加で、大内谷残土処分場用地購入費110万円を措置してございます。

社会資本整備総合交付金事業で1,527万1,000円の追加で、トンネル3カ所、橋梁204カ所の安全点検業務委託料1,600万円を措置してございます。

河川改良費で5万7,000円を追加。

都市計画費で、特別会計公共下水道事業繰出金14万2,000円を措置してございます。

住宅管理費で、飛曽川住宅等の修繕料50万円を追加、次のページをお願いいたします。

公営住宅建設事業費で553万1,000円を減額、栗ヶ谷住宅除却工事請負費の確定により減額してございます。

9款教育費では、事務局費で26万7,000円を追加。

2項小学校費、学校管理費で、岩田小学校、市ノ瀬小学校の修繕料24万円を追加措置してございます。

中学校費の学校管理費では、1階倉庫の修繕料15万8,000円を追加措置してございます。

社会教育総務費で28万円を追加、公民館運営費で13万9,000円を追加、児童館運営費で19万8,000円を追加、朝来児童館遊具撤去工事請負費14万7,000円を措置してございます。

文化会館運営費で7万円を追加、保健体育総務費で12万8,000円を追加、体育施設管理費で60万8,000円を追加、野球場のゲージネット等修繕料54万3,000円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

24ページ、25ページにつきましては、給与費明細書です。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは歳入を説明させていただきますので、11ページをお願いいたします。

2.歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

13款使用料及び手数料では、総務費手数料で事務手数料2,000円を追加、14款国庫支出金では、農林業費国庫補助金で農業基盤整備促進事業補助金825万円を措置してございます。

土木費国庫補助金で、住宅費補助金では地域住宅交付金1,759万7,000円、公営住宅家賃収入補助金1,300万円を減額してございます。

社会資本整備総合交付金では、880万円を追加措置してございます。

総務費委託金で、衆議院議員総選挙委託金128万8,000円を追加措置してございます。

15款県支出金では、総務費委託金で指定統計調査委託金4,000円を減額措置してございます。

次のページをお願いいたします。

16款財産収入では、利子及び配当金で、さわやか上富田文化と健康づくり基金預金利子1,000円を追加、17款寄付金では、総務費寄付金で、さわやか上富田まちづくり寄付金49万円を追加措置してございます。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金で7,273万5,000円を追加、今回の補正に係る一般財源を補填してございます。

特別会計繰出金で、特別会計後期高齢者医療繰入金755万7,000円を措置してございます。

20款諸収入では、県証紙売捌代金で60万円を追加してございます。

県証紙売捌手数料で1万2,000円を追加、雑入で3万7,000円を追加してございます。

21款町債では、土木債で公営住宅建設事業債470万円を追加してございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

議長（大石哲雄）

10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（大石哲雄）

再開します。

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

私の方からは、議案第9号から第12号までご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案第9号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

平成24年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,551万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入からお願いします。

9款、繰入金では既定額に、今回、27万3,000円を追加、歳入合計といたしまして、既定額に、今回、27万3,000円を追加し、21億8,551万7,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、既定額に、今回、1 0 万 4 , 0 0 0 円を追加、2 項、徴税費、既定額に、今回、1 6 万 9 , 0 0 0 円を追加、歳出合計といたしまして、既定額に、今回、2 7 万 3 , 0 0 0 円を追加し、2 1 億 8 , 5 5 1 万 7 , 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、4 ページ、5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

9 款、繰入金、1 目、一般会計繰入金で既定額に、今回、2 7 万 3 , 0 0 0 円を追加し、2 億 1 , 4 2 1 万 8 , 0 0 0 円と定めています。主なものとしまして、職員給与等繰入金 2 7 万 3 , 0 0 0 円を措置しております。

次のページをお願いします。

3 . 歳出でございます。

1 款、総務費、1 目、一般管理費で既定額に、今回、1 0 万 4 , 0 0 0 円を追加して、2 , 9 4 8 万 7 , 0 0 0 円と定めています。共済費 1 0 万 4 , 0 0 0 円の調整でございます。

同じく総務費の 1 目、賦課徴収費で既定額に、今回、1 6 万 9 , 0 0 0 円を追加し、2 , 8 7 8 万 8 , 0 0 0 円と定めています。共済費 1 6 万 9 , 0 0 0 円の調整でございます。

次のページをお願いします。

8 ページの給与費等明細書につきましては、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 1 0 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）。

平成 2 4 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 6 2 万 5 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5 , 3 8 2 万 2 , 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 3 月 7 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入からお願いします。

2款繰入金、1項繰入金、既額に、今回、6万8,000円を追加。

4款諸収入、3項雑入、既定額に、今回、755万7,000円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、762万5,000円を追加し、2億5,382万2,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、既定額に、今回、6万8,000円を追加。

5款諸支出金、2項繰出金、今回、新たに755万7,000円を追加。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、762万5,000円を追加し、2億5,382万2,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

5ページをお願いします。

2. 歳入でございます。

2款繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に、今回、6万8,000円を追加、1億5,601万9,000円と定めております。一般会計繰入金6万8,000円を措置してございます。

4款諸収入、1目雑入、既定額に、今回、755万7,000円を追加し、870万4,000円と定めています。過年度分療養給付費負担金精算金755万7,000円を措置してございます。これにつきましては、23年度療養給付費精算分でございます。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

1款総務費、1目一般管理費、既定額に、今回、6万8,000円を追加し、827万5,000円と定めております。共済組合負担金の調整によるものでございます。

5款諸支出金、1目他会計繰出金では、今回、新たに755万7,000円を追加し、755万7,000円と定めております。一般会計繰出金755万7,000円を措置してございます。歳入の過年度療養給付費負担金精算金755万7,000円を一般会計へ繰り出すということでございます。

次のページをお願いします。

7ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号、平成24年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）

平成24年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,943万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、既定額に、今回、42万7,000円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、42万7,000円を追加し、12億3,943万6,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、既定額に、今回、21万7,000円を追加。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、既定額に、今回、12万4,000円を追加、2項包括的支援事業・任意事業費、既定額に、今回、8万6,000円を追加。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、42万7,000円を追加し、12億3,943万6,000円と定めております。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

2.歳入でございます。

7款繰入金、2目その他一般会計繰入金、既定額に、今回、34万4,000円を追加。職員給与等の繰入金としてでございます。

3目の介護予防給付費繰入金、既定額に、今回、5万4,000円を追加、現年分と

してございます。

5目の包括的支援町単独事業費繰入金では、今回、2万9,000円を追加。現年度分として、それぞれ措置してございます。

次のページをお願いします。

3.歳出でございます。

1款総務費、1目一般管理費、既定額に、今回、21万7,000円を追加、共済組合負担金の調整でございます。

4款地域支援事業費、1目介護予防サービス事業費、既定額に、今回、12万4,000円を追加。共済組合負担金の7万円と委託料で5万4,000円を追加としてございます。これにつきましては、生活機能評価を医療機関で実施するものでございます。

同じく2項の包括的支援事業・任意事業費、1目の総務管理費で3万6,000円、3目の総合相談権利擁護事業費で5万円を追加措置してございます。それぞれ共済費負担金の調整でございます。

次のページをお願いします。

8ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議案第12号、平成24年度上富田町特別会計診療所事業補正予算(第1号)。

平成24年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,217万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,670万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

なお、診療所予算につきましては、診療日数、それから診療時間、患者数の減少により大幅な減額措置をしておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入からお願いします。

1款診療収入、1項外来収入、既定額から、今回、5,150万4,000円を減額。

2項その他の診療収入、既定額から、今回、55万9,000円を減額。

2項の使用料及び手数料、1項の手数料、既定額から、今回、3万4,000円を減

額。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、既定額、今回、991万8,000円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額から、今回、4,217万9,000円を減額し、2,670万4,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、既定額から、今回、1,852万2,000円を減額。

2款医業費、1項医業費、既定額から、今回、2,365万7,000円を減額。

歳出合計といたしまして、既定額から、今回、4,217万9,000円を減額し、2,670万4,000円と定めています。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

2.歳入でございます。

1款診療収入、1目国民健康保険診療報酬収入、既定額から、今回、976万7,000円を減額し、227万3,000円と定めています。現年度分の国民健康保険の診療報酬の減額措置でございます。

2目の社会保険料診療報酬収入、既定額から、今回、291万5,000円を減額し、50万1,000円と定めています。現年度分の社会保険診療報酬の減額でございます。

3目の後期高齢者診療報酬収入、既定額から、今回、3,074万7,000円を減額し、246万1,000円と定めています。後期高齢者、75歳以上の方の診療報酬の減額でございます。

4目、公費負担診療報酬、既定額から、今回、60万4,000円を減額し、10万円と定めています。現年度分生活保護者の支払い報酬、それから労災の診療報酬等の減額でございます。

5目の一部負担金で、既定額から、今回、747万1,000円を減額し、84万1,000円と定めています。診療所窓口での個人負担分でございます。それぞれ国保、社保、後期負担分の減額措置をしてございます。

2項のその他の診療収入、1目一般診療及び諸検査等収入、既定額から、今回、55万9,000円を減額し、55万と定めています。現年度分として、インフルエンザ、それから特定検診などの診療報酬の減額でございます。

2款の使用料及び手数料、1目の手数料で、既定額から、今回、3万4,000円を

減額し、6万円と定めています。診断書等の交付手数料の減額でございます。

次のページをお願いします。

3款繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に、今回、991万8,000円を追加し、1,991万8,000円と定めています。一般会計からの繰入金991万8,000円を措置してございます。

次のページをお願いします。8ページでございます。

3.歳出。

1款総務費、1目一般管理費、既定額から、今回、1,852万2,000円を減額し、2,011万1,000円と定めています。

4節の共済費、7節の賃金につきましては、臨時職員5名分の調整によるものでございます。

11節の需用費で、235万8,000円の減額、これにつきましては、燃料費、修繕料等をそれぞれ落としてございます。

光熱水費で、173万円をそれぞれ減額措置してございます。

12節の役務費で、51万円の減額。

13節の委託料で、786万8,000円の減額。これにつきましては、派遣診療委託料で778万円を減額措置してございます。派遣医師の委託費でございます。

次のページをお願いします。

14節の使用料及び賃借料、既定額に、今回、124万9,000円を追加してございます。主に自動車借上料で61万円、これにつきましては、医師の送迎用タクシーの借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金、既定額から、今回、61万9,000円を減額してございます。それぞれ医師会等の負担金の精査によるものでございます。

2款医業費、1目医療用機械器具費、既定額から、今回、279万7,000円を減額し、418万6,000円と定めています。

13節の委託料で138万3,000円の減額で、在宅酸素濃縮器委託料144万円を減額してございます。

それから、18節の備品購入費で46万円の減額、これにつきましては、医療用備品の精算によるものでございます。

次のページをお願いします。

2目の医療用消耗機材費、既定額から、今回、36万を減額してございます。

3目の医薬品衛生材料費、既定額から、今回、1,900万を減額してございます。

11節の需用費で1,900万円の減で、医薬材料費で、診療に伴う薬代でございま

す。院内薬局から院外薬局になりましたので、この薬代が大幅に減少することになりました。

4目の検査手数料、既定額から、今回、150万を減額してございます。

12節の役務費で、検査手数料の減額によるものでございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）。

平成24年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,793万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,249万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

諸収入、既定額に2,793万円を追加してございます。

歳入合計では、既定額に2,793万円を追加し、7億5,249万1,000円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成事業費、既定額に2,793万円を追加してございます。

歳出合計では、既定額に2,793万円を追加し、7億5,249万1,000円と定めてございます。

3ページの事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

諸収入、雑入、既定額に2,793万円を追加し、1億4,993万円。計としまして、既定額に2,793万円を追加し、7億5,249万1,000円と定めてござい

ます。これにつきましては、歳入での追加でございます。平成24年10月1日に建設発生土の指定処分場の許可をいただいております。そうした中で、県工事、町の公共工事の残土処分の受け入れが可能となったため、搬入土量の増加に伴いまして増額をしております。

続きまして、歳出でございます。

宅地造成費、既定額から1,000万円を減額しまして2億1,462万2,000円と定めてございます。

工事請負費としまして両新田地区の造成費を計上しておりましたが、今年度は生馬残土処分場を優先的に処理してございますので、今回、減額としてございます。残土処理場の事業費につきましては、既定額に3,793万円を追加し、7,803万円と定めてございます。主なものとしましては、工事請負費の増額でございます。搬入土量の増加に伴います敷きならし、締め固め費、それから進入道路の舗装工事等の工事費を計上してございます。計としまして、既定額に2,793万円を追加しまして2億9,265万2,000円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

上下水道課長、福田君。

上下水道課長（福田睦巳）

議案第14号から議案第16号についてご説明申し上げます。

議案第14号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）、平成24年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,322万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入でございます。

繰入金、既定額に8万1,000円を追加し、1億4,683万5,000円。

歳入合計では、既定額に8万1,000円を追加し、1億9,322万5,000円

と定めています。

歳出。

農業集落排水事業費、既定額に8万1,000円を追加し、7,545万2,000円。

歳出合計では、既定額に8万1,000円を追加し、1億9,322万5,000円と定めております。

次のページをお願いします。

3ページの事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いします。

歳入です。

繰入金、一般会計繰入金、既定額に8万1,000円を追加し、1億4,683万5,000円と定めています。

歳出です。

農業集落排水事業費、総務費、既定額に8万1,000円を追加し、1,537万5,000円と定めています。職員手当の調整と、共済費につきましては負担率変更に伴う調整でございます。

5ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第15号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)

平成24年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,727万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入でございます。

繰入金、既定額に14万2,000円を追加し、1億3,044万5,000円。

歳入合計では、既定額に14万2,000円を追加し、3億2,727万5,000円と定めています。

歳出でございます。

公共下水道事業費、既定額に14万2,000円を追加し、2億2,146万5,000円。

歳出合計では、既定額に14万2,000円を追加し、3億2,727万5,000円と定めています。

次のページをお願いします。

3ページ、4ページの事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

5ページをお願いします。

歳入です。

繰入金、一般会計繰入金、既定額に14万2,000円を追加し、1億2,074万7,000円と定めています。

歳出でございます。

公共下水道事業費、既定額に14万2,000円を追加し、1億8,884万7,000円と定めています。

共済費につきましては、負担率の変更に伴う調整でございます。

次のページをお願いします。

6ページの給与費明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして議案第16号、平成24年度上富田町水道事業会計補正予算(第2号)の総則。

第1条、平成24年度上富田町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、平成24年度上富田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、既定額に42万8,000円を追加し、4億5,552万8,000円と定めています。

第1項営業収益、既定額に42万8,000円を追加し、4億5,482万8,000円、第2項営業外収益、補正額ゼロ円で、70万円であります。

支出。

第1款水道事業費用、既定額に42万8,000円を追加し、4億5,552万8,000円と定めています。

第1項営業費用、既定額に42万8,000円を追加し、3億8,107万2,000

0円、第2項営業外費用、補正額ゼロ円で、7,445万6,000円であります。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

補正予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

収入です。

水道事業収益、既定額に42万8,000円を追加し、4億5,552万8,000円としております。

営業収益のその他の営業収益では、既定額に42万8,000円を追加し、672万8,000円としております。

次のページをお願いします。

支出です。

水道事業費用、既定額に42万8,000円を追加し、4億5,552万8,000円としております。

営業費用の1目原水及び浄水費から5目総係費までは職員6名分の法定福利費で、共済組合負担率の変更に伴う調整でございます。

4ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

以上が今回の補正の内容でございます。ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

議案第17号をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

平成25年度一般会計。

上富田町一般会計予算。

平成25年度上富田町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億5,500万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給与、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入では、1款町税で14億902万7,000円と定めています。2款地方譲与税で6,700万、3款利子割交付金で700万円、4款配当割交付金で400万円、5款株式等譲渡所得割交付金で100万円、6款地方消費税交付金で1億1,500万円、7款ゴルフ場利用税交付金で3,700万円、8款自動車取得税交付金で1,700万円、9款地方特例交付金で1,000万円、10款地方交付税で17億9,200万円、11款交通安全対策特別交付金で300万円、12款分担金及び負担金で7,623万7,000円、13款使用料及び手数料で1億634万9,000円、14款国庫支出金で4億6,435万5,000円。

次のページをお願いいたします。

15款県支出金で3億9,640万2,000円、16款財産収入で5,256万円、17款寄付金で310万円、18款繰入金で1億157万6,000円、19款繰越金で1,000万円、20款諸収入で4億6,449万4,000円、21款町債で5億1,790万円。

歳入合計では、56億5,500万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費で8,692万1,000円、2款総務費で7億3,723万円、3款民生費で17億452万8,000円、4款衛生費で5億8,503万9,000円、5款農林水産業費で2億4,933万6,000円、6款商工費で1,733万7,000

0円、7款土木費で9億4,918万8,000円、8款消防費で2億4,330万8,000円、9款教育費で3億9,218万2,000円。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費で120万円、11款公債費で6億8,773万1,000円、12款予備費で100万円。

歳出合計では、56億5,500万円と定めています。

次に、「第2表 債務負担行為」です。

上富田町体育施設指定管理事業で、平成25年度から27年度までの期間で、限度額を8,550万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債」です。

起債の目的、防災対策整備事業で限度額を4,140万円、災害援護資金で限度額を350万円、大内谷残土処分場整備事業で限度額を1億8,750万円、道路橋梁等整備事業で限度額を150万円、消防施設整備事業で限度額を1,990万円、臨時財政対策債で限度額を2億6,410万円、起債合計では5億1,790万円と見込んでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出予算事項別明細書です。このページから13ページにつきましては、平成24年度との比較となっております。本年度は、歳入歳出それぞれ1億5,200万円の減額となっております。お目通しをお願いいたします。

議長（大石哲雄）

説明の途中ですが、13時30分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午後 1時30分

議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き、説明をお願いします。

水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

引き続きまして、平成25年度の一般会計予算の説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

1款町税でございますが、前年度までの決算や決算見込み額を加味し、計上してございます。

町民税個人では5億1,500万円で、前年度より2,000万円の減額を見込んでおります。

法人税では1億2,005万円で、前年度より500万円の減額を見込んでございます。

固定資産税では6億1,500万円で、前年度と同額を見込んでございます。

固定資産等所在市町村交付金及び納付金では497万7,000円で、前年度より22万3,000円の減額を見込んでございます。

軽自動車税では4,250万円で、前年度より100万円の増額を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

町たばこ税では1億1,000万円で、前年度より1,000万円の増額を見込んでございます。

入湯税では150万円で、前年度と同額を見込んでございます。

2款地方譲与税の地方揮発油譲与税では1,900万円で、前年度より100万円の減額を見込んでございます。

自動車重量譲与税では4,800万円で、前年度と同額を見込んでございます。

3款利子割交付金では700万円で、前年度と同額を見込んでございます。

4款配当割交付金では400万円で、前年度より100万円の増額を見込んでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金では100万円で、前年度と同額を見込んでございます。

6款地方消費税交付金では1億1,500万円で、前年度より500万円の増額を見込んでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金では3,700万円で、前年度と同額を見込んでございます。

8款自動車取得税交付金では1,700万円で、前年度より300万円の増額を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

9 款地方特例交付金の減収補てん特例交付金では 1,000 万円で、前年度と同額を見込んでございます。

10 款地方交付税では 17 億 9,200 万円で、地方財政計画及び前年度実績、税収見込み額等により、普通交付税で 800 万円の減額、特別交付税につきましては前年度と同額の 2 億円を見込んでございます。

11 款交通安全対策特別交付金では、前年度と同額 300 万円を見込んでございます。

12 款分担金及び負担金の民生費負担金では 7,577 万 7,000 円で、保育所運営費負担金です。

農林業費負担金では 46 万円、土地改良施設維持管理適正化事業負担金を見込んでございます。

災害復旧費負担金は、本年度はございません。

13 款使用料及び手数料の総務費使用料では 720 万円、民生使用料で 4 万円、農林業使用料で 3 万円、土木使用料で 5,962 万 7,000 円、教育使用料で 713 万円。次のページをお願いいたします。

合計で 7,402 万 7,000 円で、上富田町共同作業場及び町営住宅、定住促進住宅、文化会館等の使用料を見込んでございます。

総務手数料では 574 万 7,000 円、衛生手数料で 2,633 万 9,000 円、農林業手数料で 7,000 円、土木手数料で 22 万 9,000 円、合計で 3,232 万 2,000 円で、各種証明手数料、可燃、不燃物収集処理手数料等を見込んでございます。

14 款国庫支出金では、総務費国庫負担金で、地籍調査事業費負担金 3,889 万 5,000 円。

民生費国庫負担金では 3 億 5,761 万 4,000 円で、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金等を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

総務費国庫補助金では、防災情報通信設備整備事業費補助金 567 万円。

民生費国庫補助金では 1,106 万 9,000 円で、隣保館運営費補助金、地域生活支援事業費補助金等を見込んでございます。

衛生費国庫補助金では 589 万 4,000 円で、合併浄化槽設置費補助金、がん検診推進事業費補助金等を見込んでございます。

農林業費国庫補助金では、農業費補助金の中山間地域等直接支払事業費補助金等を見込んでございます。

土木費国庫補助金では 1,918 万 2,000 円で、土木管理費補助金として、木造住宅耐震診断、改修、改修設計費補助金を、住宅費補助金では地域住宅交付金、公営住

宅家賃収入補助金等を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

教育費国庫補助金では304万8,000円で、幼稚園奨励費補助金等を見込んでございます。

災害復旧費国庫補助金は、本年度はございません。

総務費委託金では958万6,000円で、参議院議員通常選挙委託金等を、民生費委託金では405万円で基礎年金事務委託金等を、農林業費委託金では19万1,000円で、農業者年金事務委託金を、土木費委託金では100万円で高速道路用地取得事業委託金を見込んでございます。

15款県支出金の総務費県負担金では、1,944万7,000円で地籍調査事業費負担金を、民生費県負担金では2億2,717万9,000円で、国民健康保険保険基盤安定負担金7,475万円、障害者自立支援給付費負担金6,762万5,000円、一番下になります紀州3人っこ施策保育料支援負担金300万円。

次のページをお願いいたします。

障害児施設措置費（給付費等）負担金850万円、児童手当負担金4,175万円、衛生費県負担金では189万2,000円で、予防接種健康被害救済給付費負担金189万2,000円を見込んでございます。総務費県補助金では2,260万5,000円で、和歌山県地域グリーンニューディール基金活用事業補助金で、公共施設再生可能エネルギー等導入補助金2,146万7,000円、民生費県補助金では7,561万9,000円で、社会福祉費補助金では4,010万9,000円で、重度心身障害児（者）医療費補助金2,504万5,000円、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,080万円を見込んでございます。

児童福祉費補助金では、乳幼児医療費補助金1,099万1,000円、放課後児童対策事業費補助金1,107万5,000円等を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

衛生費県補助金では664万2,000円で、合併処理浄化槽設置費補助金、健康増進事業費補助金等を見込んでございます。

農林業費県補助金では1,836万1,000円で、中山間地域等直接支払事業費補助金402万5,000円。

土木費県補助金では72万1,000円で、木造住宅耐震診断、改修、改修設計費補助金等を見込んでございます。

教育費県補助金では283万1,000円で、地域組織活動費補助金、放課後子ども教室推進事業費補助金等を見込んでございます。

保健体育費補助金では、わがまち元気プロジェクト支援補助金152万4,000円を見込んでございます。

総務費委託金では2,110万5,000円で、県民税徴収取扱委託金等を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

16款財産収入の利子及び配当金では21万2,000円で、森林組合出資配当金10万円及び各種基金預金利子を見込んでございます。

財産貸付収入では405万2,000円で、電柱等占用料金等を見込んでございます。

不動産売払収入は1,169万6,000円で、普通財産の売払収入及び丹田台改良住宅9戸分の払い下げ収入を見込んでございます。

砂利販売収入で3,660万で、富田川河床整備に伴う砂利販売収入を見込んでございます。

17款寄付金の一般寄付金では10万円、総務費寄付金では300万円を、さわやか上富田まちづくり寄付金を見込んでございます。

18款繰入金の減債基金繰入金では9,400万を、さわやか上富田まちづくり基金繰入金で304万5,000円を。

次のページをお願いいたします。

6基金合計で、1億157万6,000円を見込んでございます。

総務費繰入金は、本年度はございません。

19款繰越金では、前年度繰越金1,000万円を見込んでございます。

20款諸収入、延滞金は、延滞金及び加算金合計で100万1,000円を見込んでございます。町預金利子で1万円を見込んでございます。

県証紙売捌代金で350万円及び県証紙売捌手数料で7万3,000円は、前年度と同額を見込んでございます。

納付金は64万6,000円で、日本スポーツ振興センター納付金でございます。

雑入は4億5,926万4,000円で、主なものとしまして、下から2段目になります。新市町村振興宝くじ交付金1,010万円。

次のページをお願いいたします。

救急搬送業務負担金200万円、土地改良連合会負担金1,800万、建設残土処分料4億950万円、防災ラジオ購入負担金100万円等でございます。

21款町債では、総務債は4,140万円で防災対策整備事業債を、民生債は350万円で災害援護資金債を、土木債は1億8,900万円で大内谷残土処分場整備事業債及び道路橋梁等整備事業債を予定しております。消防債は1,990万円で消防設備の

整備事業債を、臨時財政対策債は2億6,410万円で、合計5億1,790万円を見込んでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

1款議会費は8,692万1,000円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

役務費で、定例会等議事録筆耕翻訳料60万円を措置してございます。

2款総務費の一般管理費では、町の全般的な管理運営費及び庁舎の維持管理費等を措置してございます。主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

需用費の光熱水費では、庁舎の電気料、水道料、公共下水道料金を措置してございます。

39ページの負担金、補助及び交付金では、和歌山県市町村総合事務組合の負担金89万6,000円、特別負担金で2,500万円、共済組合長期分追加費用負担金2,290万7,000円。

次のページをお願いいたします。

町内会運営補助金、単位組織と連合会、合わせまして601万5,000円を措置してございます。

財産管理費では2,051万9,000円で、役務費で、町有建物の火災保険料、使用料及び賃借料で庁舎の前の駐車場用地借上料等、積立金では上富田町共同作業場基金に積み立てます720万1,000円を措置してございます。

防災対策費では9,976万2,000円で、次のページをお願いいたします。

需用費の消耗品では、防災行政無線の難聴対策として戸別受信機の購入費462万円を含む484万円、庁舎の耐震改修に委託料及び工事請負費で4,603万2,000円、文化会館に設置します蓄電池つき太陽光発電装置の委託料及び工事請負費に2,271万7,000円、Jアラート連動放送卓の改良工事請負費に567万円、備品購入費では岩崎地区へ設置します防災用備蓄庫購入費144万2,000円等を措置してございます。

交通安全対策費では1,964万3,000円で、主なものとしまして、次の44ページをお願いいたします。

負担金、補助及び交付金でチャイルドシート購入補助金40万円、くちくまのコミュニティバス運行経費補助金1,500万円を措置してございます。

企画費では1,282万1,000円で、主なものとしまして委託料で町勢要覧作成業務委託料135万円を措置してございます。みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費では2,093万9,000円で、次のページをお願いいたします。

小中学校の新生への図書配布、ブックスタートとして10カ月幼児への幼児用図書の配布、子供の体力向上推進事業、国際交流補助金、都市との交流事業、ウエスタン・リーグの公式戦等イベント補助金、上富田中学校50周年記念事業実行委員会補助金等を措置してございます。人権推進費では60万4,000円で、人権推進に要する所要額を措置してございます。男女共同参画社会推進費では110万円で、男女共同参画啓発物資等の所要額を措置してございます。地籍調査費では1億27万5,000円で、次のページをお願いいたします。

継続で、市ノ瀬の汗川、生馬の稗田、田野、栗ヶ谷地区、新規で生馬口、小西、小房、白滝地区で、全体で5.98平方キロメートルを計画し、測量委託料等所要額を措置してございます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費及び住民生活に光をそそぐ交付金事業費につきましては、本年度はございません。

税務総務費では5,789万5,000円で、主なものとしまして、50ページをお願いいたします。

負担金、補助及び交付金で、和歌山地方税回収機構負担金133万7,000円を、田辺納税協会負担金1万3,000円、地方税電子化協議会負担金21万7,000円を措置してございます。

賦課徴収費では3,007万2,000円で、課税と徴収に係る経費を措置してございます。主なものとしまして、委託料で固定資産地番修正業務委託料219万5,000円、税制改正対応システム業務委託料217万4,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費では3,523万4,000円で、主なものとしまして、委託料で戸籍副本管理制度改修委託料189万円、戸籍総合システム保守料173万9,000円を措置してございます。

選挙管理委員会費では965万2,000円で、選挙管理委員会委員報酬等を措置してございます。

参議院議員通常選挙費では940万円で、平成25年7月に任期の選挙費用経費を措置してございます。

次のページをお願いいたします。55ページになります。

町長選挙費では609万円で、平成26年2月任期の選挙必要経費を措置してございます。

農業委員会委員選挙費では340万円で、平成26年2月任期の選挙必要経費を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

生馬財産区議会議員選挙費については、本年度はございません。

統計調査総務費では793万6,000円で、主なものとしましては職員1名分の人件費でございます。

指定統計調査費では49万2,000円で、工業統計、教育統計、住宅土地統計等統計に要する所要額を措置してございます。

監査委員費では41万2,000円で、監査委員2名分の報酬等を措置してございます。

3款、民生費の社会福祉総務費では2億5,958万円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

委託料で指定管理者制度に基づく地域福祉センター管理委託料250万円、負担金、補助及び交付金では社会福祉協議会補助金327万円、繰出金では特別会計介護保険繰出金1億9,436万6,000円を措置してございます。

老人福祉費では5,728万9,000円で、主なものとしまして、委託料で緊急通報監視センター委託料245万7,000円。

負担金、補助及び交付金で、紀南地方老人福祉施設組合、次のページをお願いいたします。負担金2,668万3,000円、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,080万円を措置してございます。

障害福祉費では3億4,108万8,000円で、主なものとしまして、61ページの一番下になります扶助費で3億2,576万円で、次の62ページをお願いいたします。障害者の介護手当給付費、サービス費等を措置してございます。

社会児童福祉医療費では4億1,578万9,000円で、負担金、補助及び交付金では県後期高齢者医療広域連合負担金255万9,000円、扶助費では重度心身障害児(者)医療費5,000万円、乳幼児医療費2,100万円、ひとり親家庭医療費1,350万円。0

繰出金は、特別会計国民健康保険繰出金1億7,157万2,000円、後期高齢者医療繰出金1億5,264万円等を措置してございます。

大谷総合センター運営費では、大谷総合センター運営に係る所要額を措置してございます。

次の64ページをお願いいたします。

児童福祉総務費では547万4,000円で、主なものとしまして、負担金、補助及び交付金でファミリー・サポート・センター事業負担金43万6,000円を措置してございます。

保育所運営費では3億337万3,000円で、保育所運営に係る職員給与費ほか所要の経費を措置してございます。

次のページをお願いいたします。67ページになります。

保育所整備事業費では2,904万5,000円で、「はるかぜ保育所」に統合しました生馬、岩田保育所の除却経費を措置してございます。

児童措置費では、児童手当2億7,150万円を措置してございます。

保育所建設事業費は、本年度はございません。

災害救助費では1,205万円で、前年度と同額を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費の保健衛生総務費では1億2,359万円で、主なものとしまして、委託料で、乳幼児、妊産婦等健診委託料で1,320万5,000円。

負担金、補助及び交付金では、公立紀南病院組合運営費負担金等で5,401万2,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

繰出金では、特別会計診療所事業繰出金1,482万1,000円を措置してございます。

予防費では8,934万5,000円で、委託料で、各種検診委託料及び次の72ページをお願いいたします。インフルエンザ予防接種委託料等で、5,986万7,000円を措置してございます。

環境衛生費では2,138万7,000円で、主なものとしまして、委託料で、水質検査委託料145万円、斎場事務業務委託料700万円等を措置してございます。

清掃総務費では3億5,071万7,000円で、次のページをお願いいたします。

主なものとしましては、委託料で、可燃物・不燃物収集委託料等で9,202万4,000円、負担金、補助及び交付金では、上大中清掃施設組合負担金、富田川衛生施設組合負担金等を措置してございます。

5款農林水産業費の農業委員会費では2,249万2,000円で、農業委員報酬及び委員会に必要な所要額を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

農業総務費では1億6,806万1,000円で、主なものとしまして、77ページの一番下になります負担金、補助及び交付金で、次のページになります。上富田町農業振興協議会補助金592万4,000円、有害駆除捕獲補助金396万円、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金500万円等を措置してございます。

繰出金では、特別会計農業集落排水事業繰出金1億3,630万6,000円を措置

してございます。

農業振興費では2,786万5,000円で、主なものとしまして、負担金、補助及び交付金で、中山間地域等直接支払事業交付金1,610万円を措置してございます。

畜産振興費では、4万9,000円を。

次の80ページをお願いいたします。

土地改良施設維持管理適正化事業で2,018万2,000円で、昭和47年に設置しました上岩田揚水機改修工事請負費2,000万円を措置してございます。

林業総務費では1,068万7,000円で、負担金、補助及び交付金では、上富田町間伐等実施事業補助金200万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

6款商工費の商工総務費では1,733万7,000円で、主なものとしまして、負担金、補助及び交付金で、和歌山デスティネーションキャンペーン推進協議会負担金17万2,000円、南紀熊野ジオパーク推進協議会負担金44万円、スポーツ合宿助成金100万円を措置してございます。

7款土木費の土木総務費では2,560万5,000円で、主に職員3名の給与費等を措置してございます。

次のページをお願いいたします。85ページをお願いいたします。

道路橋梁総務費では1,121万7,000円で、主なものとしまして、道路台帳整備業務委託料500万円を措置してございます。

道路橋梁維持費では1,810万円で、交通安全施設整備、道路維持補修工事請負費等を措置してございます。

高速道路推進費では6億8,720万円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

田辺・すさみ間の高速道路建設に係る建設残土処分について、堰堤等工事請負費、土地購入費、立木補償費等で6億7,000万円を措置してございます。

社会資本整備総合交付金では1,353万1,000円で、主なものとしまして、委託料で、橋梁長寿命化計画による修繕のための橋梁測量設計調査委託料500万円を措置してございます。

河川総務費では360万1,000円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

岩田井ノ谷地区及び岩崎野田排水路施設管理委託料160万8,000円を措置してございます。

河川改良費では3,860万円で、昨年に引き続き富田川の土砂堆積による河床整備

費として3,660万円で、今年度は岩田橋周辺の土砂搬出を計画してございます。

都市計画費では1億267万7,000円で、都市計画審議会委員報酬及び繰出金では特別会計公共下水道事業繰出金1億246万9,000円を措置してございます。

次の90ページをお願いいたします。

住宅管理費では2,915万7,000円で、所管課の管理替えにより総務政策課から移管のありました定住促進住宅も含めた住宅管理費を措置してございます。

公営住宅建設事業費では1,950万円で、主なものとしましては、公営住宅長寿命化計画による修繕設計調査委託料500万円を措置してございます。

8款、消防費の常備消防費では消防事務業務委託料2億円と、新たに購入します高規格救急車購入費を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

非常備消防費では1,995万6,000円で、消防団員140名の報酬、手当及び必要経費所要額を措置してございます。

水防費では28万円で、昨年度と同額です。

次のページをお願いいたします。

9款教育費の教育委員会費では211万2,000円で、教育委員会委員報酬等を措置してございます。

事務局費では4,384万9,000円で、適応指導教室臨時職員賃金190万9,000円。

次の96ページをお願いいたします。

私立幼稚園就園奨励費補助金639万7,000円、地域交流事業補助金50万円等を措置してございます。

学校管理費では7,025万6,000円で、小学校5校の運営費及び維持管理費を措置してございます。

次のページをお願いいたします。99ページをお願いいたします。

教育振興費では817万4,000円で、主なものとしまして、扶助費で、要保護及び準要保護児童援助費212万円を措置してございます。

3項中学校費の学校管理費では2,204万9,000円で、次の100ページをお願いいたします。

上富田中学校運営費及び維持管理費を措置してございます。

教育振興費では2,583万6,000円で、主なものとしましては、ALT1名分の賃金384万円。

次のページをお願いいたします。

オーストラリアへの海外研修業務委託料 9 2 0 万円等を措置してございます。

負担金、補助及び交付金では、遠距離通学補助金、ヘルメット補助金、修学旅行引率費補助金、生徒クラブ活動振興補助金、自治体国際化協会負担金等 2 1 1 万 5 , 0 0 0 円。

扶助費では、要保護及び準要保護生徒援助費 4 9 4 万 8 , 0 0 0 円等を措置してございます。

社会教育総務費では 3 , 1 2 2 万 5 , 0 0 0 円で、社会教育委員及び文化財審議委員報酬ほか社会教育推進のための所要額を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

生涯学習事業では 9 1 0 万 4 , 0 0 0 円で、上富田文化会館活動補助金等を措置し、生涯学習の推進を図ることとしております。

公民館運営費では 2 , 2 1 6 万 9 , 0 0 0 円で、各公民館の運営経費及び活動補助金等を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

人権教育推進費で 3 2 7 万 7 , 0 0 0 円で、人権教育をするための経費、運営費及び進学奨励費補助金 1 3 4 万 4 , 0 0 0 円を措置してございます。

青少年対策費では 6 4 2 万 9 , 0 0 0 円で、青少年補導員報酬及びスポーツ少年団体、緑の少年団育成補助金等、青少年の育成活動費の措置をしてございます。

次のページをお願いいたします。

児童館運営費では 9 5 2 万 2 , 0 0 0 円で、児童館の運営、維持管理費を措置してございます。

放課後児童対策費では 1 , 8 5 7 万 1 , 0 0 0 円で、主なものとしまして、次の 1 1 0 ページをお願いいたします。

あすなる、なごみ学童保育所の放課後児童対策業務委託料としまして、1 , 6 6 1 万 3 , 0 0 0 円を措置してございます。

図書館運営費では 1 , 0 1 2 万 9 , 0 0 0 円で、図書購入費、図書館システム借上料等、運営、維持管理の所要額を措置してございます。

文化会館運営費では 3 , 7 7 9 万 5 , 0 0 0 円で、文化会館の運営に必要な維持管理費及び委託料では、1 1 2 ページですが、自主事業の委託料 4 0 0 万円を措置してございます。

1 1 3 ページをお願いいたします。

保健体育総務費では 3 , 2 6 7 万 1 , 0 0 0 円で、次のページをお願いいたします。

体育協会、紀州口熊野マラソン実行委員会等への補助金、また、国体開催に向けての

紀の国わかやま国体上富田実行委員会補助金、サッカー、ラグビーの大会合宿誘致のためのわがまち元気プロジェクト支援補助金70万円等を措置してございます。

体育施設管理費では3,901万4,000円で、主なものとしまして、債務負担行為をお願いします上富田スポーツセンター、若もの広場、市ノ瀬体育館の体育施設指定管理委託料2,837万3,000円を措置してございます。

10款災害復旧費につきまして、1項公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業費は60万円。

過年発生公共土木施設災害復旧費は、本年度はございません。

2項の農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業費も、同じく60万円。

過年発生農業用施設災害復旧事業費も、本年度はございません。

次の116ページをお願いいたします。

11款公債費では、元金で5億8,945万7,000円、利子で9,827万4,000円、合計6億8,773万1,000円を措置してございます。

12款予備費では、前年度同額の100万円を措置してございます。

次の117ページから121ページにつきましては、職員給与費明細書でございます。特別職、議員、職員102名分等の明細となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、122ページをお願いいたします。

債務負担に関する調書です。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書でございます。

雇用促進住宅買取事業で限度額は1億100万円、前年度末までの支出見込み額は、支出額及び見込み額につきましては2,832万4,000円、当該年度以降の支出予定額は7,267万6,000円となっております。

くちくまのコミュニティバス運行事業は4,500万円、限度額は4,500万円、前年度末までの支出見込み額等につきましては1,500万円、当該年度以降の支出予定額は3,000万円となっております。

広域廃棄物最終処分場候補地詳細調査事業です。限度額は400万円、前年度末までの支出見込み額はゼロ、当該年度以降の支出予定額は400万円となっております。

大内谷残土処分場整備事業、限度額は3億110万円、前年度末までの支出見込み額は110万円、当該年度以降の支出予定額は3億円となっております。

123ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の

見込みに関する調書でございます。

合計で説明させていただきます。

前々年度、平成23年度末では60億7,359万5,000円の残高、前年度末、平成24年度末では62億9,861万4,000円の残高、当該年度、25年度の借り入れ額につきましては5億1,790万円、元金償還金につきましては5億8,945万7,000円、25年度末残高につきましては、62億2,705万7,000円と見込んでございます。

以上が平成25年度の予算の概要でございます。大変厳しい予算編成となっておりますが、何とぞご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

私の方からは、議案第18号、から議案第21号までのご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第18号、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

平成25年度上富田町の特別会計国民健康保険事業予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億8,995万7,000円とする。

2項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款項内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

なお、この会計におけます2月末の保険加入世帯は2,829世帯でございます。被保険者数は5,130人で、昨年度の同時期の比較で、世帯数で24世帯の減、それから被保者数で151名の減となっております。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入からお願いします。

1款国民健康保険税で、5億4,772万5,000円と定めております。

2款使用料及び手数料で1万円に、3款国庫支出金、1項国庫負担金及び2項国庫補助金で5億4,326万円に、4款療養給付費交付金で1億1,362万5,000円に、5款前期高齢者交付金で2億9,845万5,000円に、6款県支出金、1項県負担金及び2項県補助金で1億1,961万1,000円に、7款共同事業交付金で2億4,608万3,000円と定めています。8款の財産収入で、3,000円と定めています。

次のページをお願いします。

9款繰入金で、2億2,111万に、10款繰越金で1万円に、11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、2項の町預金利子及び3項の雑入で6万5,000円にと定めてございます。

歳入合計といたしまして、20億8,995万7,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費及び2項の徴税费、3項運営協議会費で5,049万9,000円に、2款保険給付費、1項療養諸費から5項葬祭諸費で13億2,826万1,000円に、3款後期高齢者支援金で2億6,904万円に、4款前期高齢者納付金等で84万円に、5款老人保健拠出金で12万円に、6款介護納付金で1億2,800万円と定めております。

次のページをお願いします。

7款共同事業拠出金で2億7,560万6,000円に、8款保健事業で、1項特定健康診査等事業費及び2項保健事業費で3,198万8,000円に、9款の基金積立金で3,000円に、10款公債費で150万円に、11款諸支出金で310万円に、12款予備費で100万円と定めています。

歳出合計といたしまして、20億8,995万7,000円と定めております。

次のページをお願いします。

6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

8 ページをお願いします。

2 . 歳入からお願いいたします。

1 款国民健康保険税でございます。1 目一般被保険者国民健康保険税及び2 目の退職被保険者等国民健康保険税で、本年度5 億4 , 7 7 2 万5 , 0 0 0 円を計上しております。対前年度比較で、1 億1 , 6 6 1 万1 , 0 0 0 円の減額となります。本年度の国保税については、据え置きというような形の予算措置をさせていただいております。

次のページをお願いします。

2 款使用料及び手数料で、1 目督促手数料で、前年同額の1 万円に、3 款の国庫支出金、1 目療養給付費等負担金で3 億7 , 4 2 4 万7 , 0 0 0 円、うち療養給付費等負担金で2 億5 , 2 4 1 万9 , 0 0 0 円を計上、これは負担分の約3 2 %になります。

2 目の高額医療費共同事業負担金1 , 4 7 6 万1 , 0 0 0 円、負担割合は約2 5 %でございます。

3 目の特定健康診査等負担金2 0 6 万1 , 0 0 0 円、負担割合は3 分の1でございます。

全体で3 億9 , 1 0 6 万9 , 0 0 0 円を計上しております。

2 項の国庫補助金では、1 目財政調整交付金で1 億5 , 2 1 9 万1 , 0 0 0 円を計上、このうち普通調整交付金1 億3 , 9 3 6 万8 , 0 0 0 円で、保険者負担分の約1 3 %程度を見込んでございます。

次のページをお願いします。1 0 ページでございます。

4 款の療養給付費交付金、1 目の療養給付費交付金で1 億1 , 3 6 2 万5 , 0 0 0 円、これは、支払基金から交付されるものでございます。

5 款前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金2 億9 , 8 4 5 万5 , 0 0 0 円、これも支払基金から交付されるものでございます。前期高齢者、6 5 歳から7 4 歳までの加入率が高いほど多く交付されます。同じく支払基金から交付されるものでございます。

6 款の県支出金、1 目高額医療費共同事業負担金1 , 4 7 6 万1 , 0 0 0 円、高額な医療費8 0 万円以上を対象とするものでございまして、負担割合は2 5 %でございます。

2 目の特定健康診査等負担金2 0 6 万1 , 0 0 0 円、負担割合は3 分の1でございます。

3 目県調整交付金9 , 8 5 6 万2 , 0 0 0 円で、この内訳としましては、普通調整交付金で9 , 3 5 6 万2 , 0 0 0 円、これは保険者負担分の約8 %分を見込んでございます。県負担金合計で、1 億1 , 5 3 8 万4 , 0 0 0 円を計上しております。

2 項県補助金、1 目財政対策補助金4 2 2 万7 , 0 0 0 円を措置しております。

次のページをお願いします。

7 款の共同事業交付金、1 目共同事業交付金では 2,952 万 5,000 円、2 目保険財政共同安定化事業交付金 2 億 1,655 万 8,000 円、合計 2 億 4,608 万 3,000 円を措置してございます。これは、それぞれ 1 件のレセプト 30 万円及び 80 万円を超える高額療養費に対しまして、国保連合会から交付されるものでございます。

8 款財産収入は、3,000 円を措置してございます。基金利子でございます。

9 款繰入金、1 目一般会計繰入金で 1 億 7,157 万 2,000 円、うち基盤安定繰入金で 9,400 万円、これは保険税の 7 割、5 割、2 割の軽減分の措置及び保険者支援金として 1,700 万円の繰入金で、町負担はそれぞれ 4 分の 1 となっております。

財政安定化支援事業繰入金で 100 万円、繰入基準に伴う繰り入れすべき財源として措置してございます。その他繰入金を含め、合計 1 億 7,157 万 2,000 円を計上しております。

次のページをお願いします。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金では 4,953 万 8,000 円を措置してございます。

10 款繰越金、1 目繰越金では、前年同額の 1 万円を措置してございます。

11 款の諸収入では、1 目一般被保険者延滞金と 2 目の退職被保険者等延滞金として、2,000 円を計上してございます。

2 項の町預金利子で 1,000 円。

3 項の雑入では、1 目一般被保険者第三者納付金。

次のページの 2 目をお願いします。退職被保険者等第三者納付金及び 4 目の退職被保険者等返納金までで、本年度 6 万 2,000 円を措置してございます。

次のページをお願いします。14 ページになります。

3. 歳出でございます。

1 款総務費、1 項一般管理費で、本年度 2,005 万 8,000 円を計上しております。主なものとしましては、一般管理費の 2 節給料で 563 万 7,000 円、職員 2 名分の人件費でございます。

7 節賃金 121 万 4,000 円は、臨時職員賃金 1 名分でございます。

2 目の連合会負担金 150 万円、これは国保連合会への負担金を計上してございます。総務管理費合計で、本年度 2,155 万 8,000 円を計上しております。

次のページをお願いします。

2 項の徴税费、1 目の賦課徴収費 2,871 万 7,000 円、2 節の給料 867 万 8,000 円、これにつきましては職員 2 名分の人件費及び 7 節の臨時職員賃金で 2 名分 776 万 5,000 円を措置してございます。国保税の徴収に要する経費でございます。

3項の運営協議会費で、本年度22万4,000円を計上しております。国保運営協議会委員報酬でございます。

次のページをお願いします。16ページでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では10億5,600万円と見込んでおります。

2目の退職被保険者等療養給付費で8,000万円、3目の一般被保険者療養費で1,800万円、4目の退職被保険者等療養費で140万円、5目の審査支払手数料で390万3,000円。

1項の療養諸費合計で、11億5,930万3,000円を計上しております。対前年度比較で604万7,000円の減額となっております。

次のページをお願いします。

2項の高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費で1億4,600万円、2目の退職被保険者等高額療養費で1,100万、3目の一般被保険者高額介護合算療養費で60万円、これは約4名分を見込んでございます。4目退職被保険者等高額介護合算療養費では20万円、これは1名分を見込んでございます。

2項の高額療養費合計で、1億5,780万円を計上しております。対前年度比で1,700万円の減額でございます。

3項の移送費では、2万円を措置してございます。

次のページをお願いします。

4項の出産育児諸費では、出産育児一時金として1,008万円を、5項の葬祭諸費では105万円を、3款の後期高齢者支援金等で、本年度2億6,904万円を計上しています。

次のページをお願いします。

4款前期高齢者納付金等では、本年度84万円を計上しております。これは支払基金へ拠出するもので、各保険者間の調整を行い、前期高齢者加入率が全国平均を上回れば、前期高齢者交付金として交付されます。平成25年度は、80万円を見込んでございます。

5款老人保健拠出金では、本年度12万円を措置しております。これは、平成23年度の精算分を支払基金へ支払いするものでございます。

6款の介護納付金で1億2,800万円、これは40歳から64歳までの介護分の納付金で、これも支払基金に納付するものでございます。

次のページをお願いします。20ページでございます。

7款共同事業拠出金で、本年度2億7,560万6,000円を措置しております。

これは、県内市町村の財政安定化を図るため、一般被保険者の1件のレセプトそれぞれ30万、80万円を超える医療につきまして、国保連合会へ拠出するものでございます。

8 款の保健事業費、1 項特定健康診査等事業費で、本年度1,856万3,000円を計上しております。主なものとしまして、13 節の委託料、特定健診委託料で1,563万4,000円を計上しております。昨年度に引き続き、健診率アップに積極的に取り組んでおり、全体で602万2,000円の増額で計上してございます。今年度の集団健診は、5月、9月を含めまして11回を予定してございます。

次のページをお願いします。

2 項の保健事業費、1 目保健衛生普及費で、今年度、1,342万5,000円を措置しております。13 節委託料で、レセプト点検に係る経費及び人間ドック委託料等でございます。

次に、9 款の基金利子につきましては3,000円を措置しております。

次のページをお願いします。

10 款の公債費、1 目利子として、一時借入金利子150万円を措置しております。

11 款諸支出金は、一般と退職被保険者等保険税の過年度還付金として310万円を措置しております。

12 款予備費につきましても、前年同額の100万円をを措置しております。

次のページをお願いします。

23 ページからの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

続きまして議案第19号、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

平成25年度上富田町の特別会計後期高齢者医療予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,911万8,000円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

なお、この会計におけます2月末の加入者数は1,863人で、39名の増となっております。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入からお願いします。

1款保険料、1項後期高齢者保険料で8,564万3,000円に、2款繰入金、1項繰入金1億5,264万円に、3款繰越金、1項繰越金1万円に、4款諸収入、合計として82万5,000円に。

歳入合計といたしまして、2億3,911万8,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費及び2項の徴収費で888万9,000円に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金で2億2,921万8,000円に、3款保健事業費、1項保健事業費で81万3,000円に、4款公債費、1項公債費18万8,000円に、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金1万円に。

歳出合計といたしまして、2億3,911万8,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。6ページでございます。

2. 歳入。

1款保険料、1項後期高齢者保険料、本年度は8,564万3,000円で、対前年度比較で199万8,000円の減額です。これにつきましては、広域連合で試算された保険料を計上してございます。

1節現年度分徴収保険料8,516万3,000円、現年度分の特別徴収保険料5,418万6,000円、それから普通徴収保険料3,097万7,000円をそれぞれ見込んでございます。

2節の滞納繰越分保険料は、普通徴収保険料48万円を見込んでございます。

2款繰入金、1目一般会計繰入金では1億5,264万円、主に3節の療養給付費繰

入金で1億430万5,000円で、これも広域連合で試算された額に基づいて計上してございます。

3款繰越金は、1万円を措置してございます。前年度繰越金を見込んでございます。

4款諸収入、1目過料から、次のページをお願いします。1目町預金利子につきましては、それぞれ前年度と同額を措置しております。

3項雑入、1目雑入につきましては、82万3,000円を措置しております。主に人間ドック補助金81万3,000円として、23名分を見込んでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、1目一般管理費で、本年度841万5,000円を計上しております。これにつきましては、2節の給料から4節の共済費につきましては職員1名分、ほか需用費等で申請書、被保険者証等に係る経費を見込んでございます。

2項徴収費で47万4,000円、これは徴収関係の経費でございます。

次のページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金で、本年度2億2,921万8,000円を計上しております。これは、歳入で見込んでおります徴収保険料等を広域連合へ納付するものでございます。主なものは徴収保険料で8,565万3,000円、療養給付費負担金で1億430万5,000円を計上しております。

3款の保健事業費、1目保健衛生普及費として81万3,000円を計上しています。これは、人間ドック補助金81万3,000円でございます。内容につきましては、国保の人間ドックと同じでございます。自己負担も1割で、23人分を見込んでございます。

4款の公債費で18万8,000円、前年度同額を措置してございます。

5款の諸支出金、1目保険料還付金で1万円を措置してございます。過年度還付金を見込んでございます。

次のページをお願いします。

11ページからの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

以上でございます。ご承認賜われますようよろしくをお願いします。

続きまして議案第20号、平成25年度上富田町特別会計介護保険予算。

平成25年度上富田町の特別会計介護保険予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億247万1,000円と定

める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

1 号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款項内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 5 年 3 月 7 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

この会計におけます 2 月末の第 1 号被保険者数は、3 , 4 1 6 名でございます。昨年との比較では 1 3 3 名の増というふうになってございます。

「第 1 表 歳入歳出予算」でございます。

歳入につきましては、1 款保険料、1 項介護保険料で 2 億 7 6 1 万 8 , 0 0 0 円に、2 款使用料及び手数料 1 , 0 0 0 円に、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金及び 2 項の国庫補助金で 2 億 8 , 9 6 9 万 2 , 0 0 0 円に、4 款支払基金交付金では 3 億 2 , 8 3 8 万 4 , 0 0 0 円に、5 款県支出金、1 項県負担金及び 2 項の県補助金 1 億 6 , 5 3 3 万 8 , 0 0 0 円に、6 款の財産収入、1 項財産運用収入 5 , 0 0 0 円に、7 款繰入金、1 項、一般会計繰入金及び 2 項の基金繰入金で、2 億 5 1 0 万 4 , 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いします。

8 款繰越金で 1 万円に、9 款諸収入、1 項町預金利子及び 2 項の雑入で 6 3 1 万 9 , 0 0 0 円に。

歳入合計といたしまして、1 2 億 2 4 7 万 1 , 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費及び 2 項の徴収費、3 項介護認定調査費で 3 , 6 0 7 万 2 , 0 0 0 円に、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費から 6 項の特定入所者介護

サービス等費で11億1,560万円に、3款公債費では150万円に、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2項の包括的支援事業・任意事業費で4,929万9,000円と定めております。

歳出合計といたしまして、12億247万1,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、この5ページ、次の6ページの歳入歳出予算の事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いします。

7ページになります。

2. 歳入でございます。

1款保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度、2億761万8,000円を計上してございます。第5期保険料としての負担割合は、21%でございます。

1節現年度分で2億722万6,000円で、特別徴収保険料で1億9,165万5,000円、普通徴収保険料で1,557万1,000円です。

2節の滞納繰越分では、39万2,000円を見込んでございます。

2款使用料及び手数料、1目督促手数料で、昨年同額の1,000円を、3款の国庫支出金、1目介護給付費負担金では2億202万円を計上しております。これは負担割合で、居宅サービスは約20%、施設サービスでは約15%を見込んでございます。

2項の国庫補助金、1目調整交付金で7,809万2,000円、これは負担割合の7%を見込んでございます。

2目の介護予防事業費交付金419万円、負担割合の25%を見てございます。

3目の包括的支援・任意事業交付金で539万円、これは負担割合の39.5%を見込んでございます。

次のページをお願いします。

4款の支払基金交付金、1目の介護給付費交付金、本年度3億2,352万4,000円、これは負担割合29%を見込んでございます。

2目の地域支援事業支援交付金は、486万円を計上してございます。

5款県支出金、1目介護給付費負担金1億6,054万8,000円、これは負担割合、居宅サービスで約12.5%、施設サービスでは約17.5%を見込んでございます。

2項の県補助金では、1目介護予防事業交付金及び2目の包括的支援・任意事業交付金で、479万円を措置しております。

次のページをお願いします。

6款財産収入、1目利子及び配当金で5,000円、これは、支払基金の預金利子を

措置してございます。

7 款の繰入金、1 目介護給付費繰入金、本年度 1 億 3,944 万 8,000 円、これは負担割合 12.5%を見込んでございます。

2 目のその他一般会計繰入金 3,755 万 3,000 円で、職員給与及び事務費の繰入金でございます。

3 目介護予防給付費繰入金 209 万 5,000 円、4 目の包括的支援事業繰入金 269 万 5,000 円、5 目の包括的支援町単独事業費繰入金 1,257 万 5,000 円を計上してございます。

2 項の基金繰入金、2 目の介護給付費準備基金繰入金では 1,073 万 8,000 円を計上、これに伴いまして基金の残高は 188 万円の見込みになる予定でございます。

次のページをお願いします。

8 款の繰越金、1 目繰越金 1 万円を措置しております。前年度繰越金でございます。

9 款諸収入で、1 目町預金利子 1,000 円を措置しております。

2 項の雑入では、1 目第三者納付金と 2 目の返納金でそれぞれ 1,000 円、3 目の新予防給付サービス計画費収入では 631 万 6,000 円を計上してございます。これは、要支援者 1、2 の方のケアプランの作成料でございます。

次のページをお願いします。11 ページになります。

3. 歳出。

1 款総務費、1 目一般管理費、本年度 3,181 万 5,000 円を計上しております。対前年度で当初比較で 40 万 4,000 円の減となっております。主なものとしまして介護認定審査会委員報酬で 240 万円、これにつきましては委員さん 5 名でございます。

それから 2 節の給料及び 3 節の手当等、4 節共済費で 2,194 万 2,000 円、職員 3 名分の人件費、手当及び共済費でございます。

7 節の賃金、臨時職員賃金で 463 万 8,000 円は、3 名分を見込んでございます。

ほか、9 節の旅費から次のページをお願いします。

25 節の積立金までは諸経費を計上していますので、よろしくをお願いします。

12 ページの引き続きまして 2 項、徴収費は昨年同額の 69 万 7,000 円、3 項の介護認定調査費 356 万円をそれぞれ措置しております。事務遂行の必要経費でございますので、よろしくをお願いします。

次のページをお願いします。

2 款の保険給付費で、1 項介護サービス等諸費では、介護認定の要介護 1 から 5 の方が各サービスを利用した場合に給付するもので、本年度合計で 9 億 6,600 万円を計

上してございます。2月末の要介護認定者数は、697名でございます。そのうち施設入所は、112名となっております。

各サービスの内容につきましては、ヘルパー派遣からデイサービスというような事業の内容になってございます。

次のページをお願いします。

2項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1及び2の認定者の方が各サービスを利用した場合に給付するものでございます。本年度合計額で7,010万円を計上しております。2月末の要支援1、2の認定者数は、212名となっております。

3項その他諸費では、1目審査支払手数料で120万円を計上しております。

次のページをお願いします。

4項高額介護サービス等費は、要支援、要介護認定者が各サービスの1割の利用負担額が1カ月単位で上限を超えた場合に払い戻すサービス費で、本年度も合計2,310万円を計上してございます。

5項の高額医療合算介護サービス等費は、各種医療保険の世帯に各介護保険者がいる場合、医療保険と介護保険の自己負担額を合算して設定された限度額を超えたときに払い戻すサービスでございます。見込みで算出しておりますが、合計510万円を計上してございます。

6項の特定入所者介護サービス等費では、低所得者の方に対しまして、施設の居住費、食費の補足給付として、また1目の特定入所者介護サービス費で5,000万円を計上しております。

次のページをお願いします。

2目の特定入所者介護予防サービス費で、10万円を計上しております。

3款公債費では、一時借入金利子としまして150万円、4款の地域支援事業費は、地域包括支援センターの運営の経費を計上してございます。

1項介護予防事業費で、本年度1,676万2,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

この介護予防事業費では、特定高齢者施策や一般高齢者施策の事業を実施するものでございます。13節の委託料682万6,000円を措置、これは、「てんとうむし」教室や高齢者施策事業などを予定しております。それぞれ社会福祉協議会の方へ委託します。

2項包括的支援事業・任意事業費費、1目の総務管理費で649万5,000円、給料から共済費まで職員1名分の人件費、それから13節では委託料でケアプランの作成業務委託料179万6,000円を計上、「愛の園」、それから社会福祉協議会等13事

業所へ約414件分を委託する予定になってございます。新介護予防教室委託料299万円、これにつきましては第1次予防、これは一般の予防、それから第2次予防、これは特定高齢者予防ということで、こういう方々を対象に介護予防教室を実施するというところでございます。これにつきましても、社会福祉協議会の方へ委託する予定でございます。

次のページをお願いします。

2目介護予防ケアマネジメント町単独事業費で、1,239万6,000円を計上しております。主なものとしまして、13節の委託料で636万円、これは社会福祉協議会に委託しております生きがい活動支援事業でございます。

3目の総合相談・権利擁護事業費では、522万円を計上しております。主なものとしまして、職員1名分の人件費等でございます。

次のページをお願いします。

4目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で、566万2,000円を措置してございます。主なものとしまして、13節の委託料で、包括支援センター職員派遣委託料ということで532万2,000円、これにつきましては、社会福祉協議会から主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネを1名派遣してもらっております。その職員の人件費でございます。

5目任意事業費では、276万4,000円を計上しております。主なものとしまして20節の扶助費220万円、これは介護用品の給付費で紙おむつ等の給付となっております。

次の20ページをお願いします。

20ページからの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜われますよう、よろしくをお願いします。

続きまして議案第21号、平成25年度上富田町特別会計診療所事業予算。

平成25年度上富田町の特別会計診療所事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,443万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000万円と定める。

平成25年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」

歳入からお願いします。

1款診療収入、1項外来収入2,753万4,000円に、2項その他の診療収入198万円に、2款使用料及び手数料、1項手数料で9万6,000円に、3款繰入金、1項一般会計繰入金で1,482万1,000円と定めています。

歳入合計といたしまして、4,443万1,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費で3,396万9,000円に、2款医業費、1項医業費で1,001万2,000円に、3款公債費、1項公債費で45万円に、歳出合計といたしまして4,443万1,000円と定めております。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出予算の事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

2. 歳入でございます。

1款診療収入、1目国民健康保険診療報酬収入で806万2,000円、これは現年度分の国民健康保険の診療報酬分として、月額ですけども67万1,000円の年間分を見込んでございます。

2目の社会保険料診療報酬収入につきましては301万1,000円に、現年度分の社会保険料診療報酬として月額約25万1,000円の年間分を見込んでございます。

3目の後期高齢者診療報酬収入1,226万8,000円に、現年度分の後期高齢者、75歳以上の方の診療報酬として月額約102万2,000円分の年間分を見込んでございます。

4款の公費負担診療報酬につきましては17万4,000円に、これにつきましては生活保護者支払報酬、それから労災診療報酬、それから特定疾患診療報酬等月額約1万4,500円の年間分を見込んでございます。

5目で一部負担金401万9,000円と定めています。診療所の窓口の個人負担分でございます。国保、社保、後期でそれぞれ年間分を見込んでございます。

2項のその他の診療収入、1目一般診療及び諸検査等収入198万円と定めています。これにつきましてはインフルエンザ、それから特定健診の診療報酬を見込んでございま

す。

2 款の使用料及び手数料、1 目の手数料で9万6,000円と定めています。これにつきましては、診断書等の交付手数料を見込んでございます。

次のページをお願いします。

3 款繰入金、1 目一般会計繰入金1,482万1,000円と定めています。一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いします。8 ページです。

3 . 歳出。

1 款総務費、1 目一般管理費3,396万9,000円を計上してございます。

4 節の共済費で149万6,000円、臨時職員5名分の社会保険料等でございます。

7 節の賃金で994万3,000円、臨時職員5名分として、看護師3名、事務員2名分の賃金を見てございます。

それから11 節の需用費で206万1,000円、主なものとしまして消耗品で26万2,000円、それから食料費で29万2,000円、これは医師の弁当代でございます。それから光熱費水で132万円、水道、電気料等でございます。

12 節の役務費で146万円、主なものとしまして通信運搬費で31万5,000円、それからし尿くみ取り手数料で31万7,000円、それからエックス線外部被爆測定手数料で50万6,000円、これにつきましてはエックス線装置の被爆測定の手数料ということで、法的に2回検査するということでございます。

それから賠償責任保険料ということで14万6,000円、これは医療行為等による賠償責任保険でございます。

13 節の委託料で1,548万7,000円、主なものとしまして、浄化槽の管理委託料で25万2,000円でございます。

それから、派遣診療委託料で1,458万円を見込んでございます。これにつきましては、派遣医師の委託料を見込んでございます。1日約6万円程度を計上してございます。

次のページをお願いします。9 ページになります。

エックス線の定期測量委託料で5万3,000円、これにつきましてはCT スキャナーとかエックス線装置の定期保守でございます。年1回でございます。

13 節の使用料及び賃借料で250万2,000円、主なものとしまして自動車借上料で121万5,000円、これは医師送迎のタクシー借上料でございます。

それから維持システム借上料で105万9,000円、これは医療事務のシステムの借上料でございます。

18節備品購入費で10万円、19節で負担金、補助及び交付金で29万4,000円、主なものとしましては研修会の負担金で8万円、それから日本医師会の負担金で2万8,000円、県医師会の負担金で2万円、郡医師会で大体4,000円ということで、それぞれ計上してございます。なお、この負担金につきましては、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、それから地域に密着した医師活動を行い、県民が安心して健康で安全に暮らすことのできる社会の実現をするということの目的のための負担金ということになってございます。

2款医業費、1目医療用機械器具費593万2,000円、主なものとしまして11節の需用費で12万円で修繕料を見込んでございます。

次のページをお願いします。

13節の委託料で161万4,000円、在宅酸素濃縮器委託料で99万3,000円、これにつきましては在宅で酸素が必要な患者へ酸素の配給を業者の方へ委託するというものでございます。

それから医療用器具保守点検委託料で68万1,000円、内視鏡、心電図等の点検を見込んでございます。

14節の使用料及び賃借料で267万6,000円、これは医療用器具借上料ということで、CTスキャナー、それから自動現像機の借上料を見込んでございます。

18節備品購入費で150万円、これは医療用備品を見込んでございます。

2目の医療用消耗器材費、11節の需用費で120万円、これにつきましては注射器とか注射針とか点滴セット等を見込んでございます。

3目の医療用衛生材料費では、11節需用費で192万円、これは医薬材料費ということで、診療に伴う薬代を見込んでございます。

4目の検査手数料、12節の役務費96万円、これは血液とか痰とか便の検査料を検査業者へ支払うものでございます。

3款公債費、1目利子、23節の償還金、利子及び割引料で45万円、一時借入金利子として42万円を見込んでございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしく申し上げます。

延 会

議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

次回は、3月12日午前9時30分となっておりますので、ご参集を願います。また、この日、延会后、町勢要覧掲載の写真撮影を行いますので、よろしく願いをいたします。

延会 午後2時52分